

相談支援センターだより



秋田大学医学部附属病院

相談支援センター 発行

第10号平成22年2月3日



新年のご挨拶

相談支援センター長 豊島 至

本年もよろしくお願いいたします。

昨年の世相を表す字には『新』が選ばれました。さまざまな「新しいこと」に期待し、希望を抱いた年であり、政権交代で新内閣が発足し、政策・行政が刷新。裁判員制度などさまざまな新制度がスタートしたことなどを反映させたと発表されました。

当センターは、昨年「後期高齢者退院調整加算・退院調整加算」の算定、「退院支援スクリーニングシート」のシステム導入など新たな業務改革を行うことができました。

今年も「地域連携」「がん相談支援」「医療相談」の活動において患者さん、医療スタッフに最新の情報を提供しながら、新たな視点を探索しつつ活動したいと思います。

シース2 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは ……

平成7年10月に精神保健福祉法を根拠に「精神疾患は疾患であると同時に障害である」という概念の基、制定されてきた障害者手帳です。

身体障害者手帳が昭和24年、療育手帳が昭和35年に制定された事と比較すると、国内で「精神障害」という概念が広まり始めたのはつい最近のことです。それまで精神疾患患者の言動は障害として見られず、強い偏見の対象でした。

手帳申請の対象者 (①、②どちらかの条件に該当する方)

- ① 精神障害者で日常生活または、社会復帰に制限があると認められ、精神障害を事由とした年金を受給している方
- ② 精神障害*と診断されて6ヶ月以上経過している方

*軽度の神経症や心身症・人格障害・知的障害(治療対象となる神経症状を呈する方は除く)は手帳申請の対象疾患から除外されているため、申請の際は主治医との相談が必要です。

① 申請手続き (原則として2年毎に更新の手続きが必要です)

申請書、診断書*、写真1枚(縦4cm×横3cm)を準備し、住民票のある市町村窓口へ提出すると、申請後1~2ヶ月で交付となります。*診断書は精神障害に関する年金受給者については、年金証書の写しと等級照会同意書があれば不要です。

裏へつづく

② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、

下記のようなサービスが、申請することにより受けられます

- ① 公共施設利用料金の減免
- ② 生活保護の障害者加算（保護受給者であり、かつ1級～2級の方）
- ③ バス運賃の減免
- ④ 税金の控除（所得税・自動車税など）
- ⑤ 65歳以上の1～2級該当者は後期高齢者適用となります。

精神障害者保健福祉手帳の等級……障害程度に応じて1級～3級まであります。

- 1級……精神障害によって、日常生活を一人で営むことができない状態。
- 2級……精神障害によって、必ずしも他者の助けを借りる必要はないが日常生活に困難がある状態。（社会参加も軽度であれば可能なレベル）
- 3級……障害は重くないが、日常生活や社会生活上支障がある状態。（保護的な条件があれば軽労働も可能なレベル）

❖ 精神障害者保健福祉手帳のサービスについては、県単位で差異があります。
秋田県では①～⑤のサービスが受けられますが、一部でありその他詳細については、
相談支援センターまたは市町村窓口へご相談ください。

「皆様のご意見・ご要望」より

当院をご利用になる皆様の声を一部掲載させていただきます



ケース1：入院中ですが、給食のときお茶のサービスがありません。給湯室也没有。一日の水分量を、病人に売店に行って買ってこいなんて無茶ではありませんかぜひ、配茶をお願いします。

回 答：ご意見ありがとうございました。お食事時の配茶は9月に病棟引っ越しを行った時点で中止させていただきました。この度配茶を中止したのは、新しい病棟が厨房から遠くなったことに加え、お茶を作るための釜が老朽化し今までのように安全に提供することが難しくなったためです。患者様にはご不便をおかけし申し訳ありませんが、配茶の方法については検討していきたいと思っておりますので、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

お知らせ



現在、相談支援センターのホームページUPに向けて、準備作業中です。近日中には当院ホームページに掲載予定です。

編集 後記

大寒を過ぎましたが、まだまだ寒さが続いております。春の訪れが待ち遠しいところですが、冬を楽しみながら体調管理に気をつけましょう。